三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び函南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町川口字明ヶ沢二八九五(次の図に示す部分に限る。)、五十沢字大曽久保三二五四、三二五五、三二五七、三三二〇、三三二一、三三三三の一(次の図に示す部分に限る。)、三四三五、三四三六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字明ヶ沢二八九五・字大曽久保三三三三の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　宮城県岩沼市南長谷字山小屋七四の一、柴田郡柴田町大字四日市場字丸山三から五まで、九、一〇、字炭釜一五二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字丸山三から五まで、九、一〇、字炭釜一五二の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁並びに岩沼市役所及び柴田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町字船場三二の一、三二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字船場三二の一(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字本沢沼山五五の一、五五の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字本沢沼山五五の五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第千十七号

独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第百六十号)第十三条第二項及び第三項(同令附則第十条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号(独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月七日

国土交通大臣　前原　誠司

本則の表利率の欄中「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項中「一・五パーセント」を「一・三パーセント」に、同表二の項中「一・五パーセント」を「一・四パーセント」に改め、同表三の項利率の欄を次のように改める。

一・三パーセント(用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子)	一・三パーセント(用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子)
無利子	一・四パーセント(用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子)

同表四の項中「一・五パーセント」を「一・四パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十二年八月十一日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号。以下「法」という。)第二十二条第四項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十二条第二項において準用する場合を含む。)及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約(以下単に「契約」という。)から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○環境省告示第四十四号

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第八十一号)第十七条第一項の規定により、指定支給法人の指定をしたので、同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年九月七日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　名称　一般財団法人水俣病被害者救済支援財団

二　住所及び事務所の所在地　熊本県水俣市浜松町五番九十八号